

都外の医療機関で受診された場合

里帰り出産などにより、都内の医療機関以外(都外医療機関や一部助産所など)で産婦健康診査・1か月児健康診査を受診された方は、受診票を使用できません。自己負担いただいた健康診査の費用は、里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金のごあんないより、里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金申請と併せてご申請ください。

(1) 医療機関にて健診費用を一旦お支払いください。

※産婦健康診査を受診する場合は、板橋区からの依頼文を医療機関にお渡しください。

※健康診査の結果は、母子健康手帳に記載するよう医療機関にご依頼ください。

※領収書・明細書は大切に保管してください。紛失された場合は、償還払いの手続きが行えません。

(2) 健康福祉センターの窓口または健康推進課へ郵送にてご申請ください。

※申請期限は、出産した日より1年以内です。(2026年4月1日に出産された方は2027年3月31日までが申請期限)

※申請方法の詳細は、里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金のごあんないのホームページをご覧ください。

(3) 申請後、約3か月で口座に振り込まれます。

※助成金額については、決定通知書でお知らせいたします。